

入札公告

(建設のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

なお、開札の日には落札決定を保留した上で落札予定者を決定する。落札決定及び契約締結予定日は、令和8年5月26日とするが、当該業務にかかる令和8年度予算成立が5月27日以降となった場合は、予算成立日とする。

令和8年3月26日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 富安 真一郎

1. 業務概要

- (1) 業務名 令和8年度大分空港施設実施設計(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は大分空港施設を対象に設計業務(実施設計)を行うものである。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年2月19日
- (4) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書及び技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)又は予決令第85条の基準に準じて九州地方整備局(港湾空港関係)が予定価格200万円以上1,000万円以下の業務に定めた価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する総合評価落札方式においては、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (5) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (6) 本業務は資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができる。
- (7) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
- (8) 本業務は、競争参加資格があると認めた者に対し、見積参考資料を開示する試行業務である。
- (9) 本業務は、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約した場合(予定価格が200万円を超え1,000万円以下の業務においては調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した場合)、業務の品質確保を図ることを目的とし、契約図書(仕様書)の照査の有無に関わらず、契約相手方の負担において第三者照査を実施することを義務づける業務である。
- (10) 本業務は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。

- (11) 本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。
なお、技術指導者の配置については、競争参加資格確認申請書の提出者が選択できるものとする。
40歳未満とは、公告年度の4月1日時点で満40歳未満の者とする。
技術指導者の専任は求めない。
- (12) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準じる企業等を評価する業務である。
- (13) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて」の試行業務である。
なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

2. 競争参加資格

(1) 入札参加者に要求される資格

入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①単体企業

- 1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 九州地方整備局（港湾空港関係）における令和7・8年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格A等級の決定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）
なお、当該資格の決定を受けていない者も「競争参加資格確認申請書（技術資料含む）」を提出することができるが、当該業務の開札の時までに、当該資格の決定を受けていなければならない。開札の時までに資格決定が得られない場合は、競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。
- 3) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2）の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
- 6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

②設計共同体

上記に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月7日付け九州地方整備局副局長）に示すところにより、九州地方整備局副局長から令和8年度大分空港施設実施設計に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下、「設計共同体としての資格」という。）の決定を当該業務の開札の時までに受けているものであること。

ただし、設計共同体としての資格の決定を受けていない者も「競争参加資格確認申請書（技術資料含む）」を提出することができるが、当該業務の開札の時までに、当該資格の決定を受けていなければならない。

(2) 業務実績に関する要件

下記に示される同種業務について、元請けとして、平成27年度以降公告日までに完了した業務の実績を有すること。

同種業務：港湾、海岸または空港における護岸の実施設計

また、競争参加資格確認申請書等の提出者が設計共同体の場合は、代表者が上記の同種業務の実績を有さなければならない。なお、その他の構成員は、当該業務で実施を予定している分担業務について、平成27年度以降公告日までに実施した業務の実績を有さなければならない。

同種業務の実績について、発注機関については制限しない。ただし、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）が発注し、請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、当該点が60点未満の場合は実績として認めない。

また、再委託による業務については、実績として認めない。

(3) 請負業務成績評定の評定点に関する要件

令和4年度から令和6年度までに完了した全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定の評定点の平均点が60点以上であること。ただし、建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定の評定点対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

(4) 業務実施体制に関する要件

- ① 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ② 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
- ③ 設計共同体による業務を実施する場合
 - ・業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
 - ・一つの分担業務を複数の構成員が実施していないこと。
 - ・代表者が管理技術者を配置すること。
 - ・各構成員は実施する業務分担に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。

(5) 配置予定管理技術者に対する要件

次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置しなければならない。

- ① 以下のいずれかの資格保有者であり、下記に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - ・技術士（総合技術監理部門（建設科目）又は建設部門）
 - ・博士（工学、理学、学術）
 - ・海洋・港湾構造物設計士
 - ・RCCM（港湾及び空港部門）（ただし、港湾関係の実務経験が3年以上ある者又は空港関係の実務経験が3年以上ある者）
 - ・APECエンジニア（Industrial、Civil、Structural）
 - ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）
- ② 下記に示される同種業務について、平成27年度以降公告日までに完了した業務の実績を有すること。

海外インフラプロジェクト実績認定業務についても業務実績として評価する。

同種業務：港湾、海岸または空港における護岸の実施設計

なお、業務実績には、管理技術者だけでなく担当技術者として従事した実績も認めるが、照査技術者としての実績は認めない。また、全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）が発注し、請負業務成績

表評定の評定点を得ているものについては、当該点が60点未満の場合は実績として認めない。再委託による業務については、実績として認めない。発注機関については制限しない。

- ③ 令和4年度から令和6年度までに完了した全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）発注の建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定の評定点の平均点（管理技術者及び担当技術者として従事した業務）が60点以上であること。ただし、建設コンサルタント等業務の請負業務成績評定の評定点対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

- ④ 配置予定管理技術者に40歳未満の若手技術者を配置する場合は、配置予定管理技術者を定期的に指導するための技術指導者（担当技術者として配置）を配置することができる。この場合、技術指導者は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる(ア)から(ウ)全ての条件を満足する者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

(ア) 配置予定管理技術者に求める技術者資格及び業務実績を有すること。

(イ) 定期的に配置予定管理技術者の指導を行うこと。（1回／週程度）

(ウ) 特記仕様書に記載された発注者で行う全ての協議、報告、打ち合わせに出席すること。

※技術指導者を配置する場合の若手技術者に求める競争参加資格要件は、2.(5)に掲げる配置予定技術者に求める要件のうち、①の資格要件は必須とし、②及び③の業務実績等は求めない。また、総合評価における評価項目において、予定技術者の経験及び能力（技術者資格、業務実績、業務成績、表彰等実績）については技術指導者の資格及び実績等により評価する。

- ⑤ 配置予定管理技術者又は技術指導者が、「労働基準法第65条第1項又は第2項の規定による産前産後の休業」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき出産・育児・介護により休業を取得（以下「産休育休介護休」という。）している場合は、業務実績を求める期間、業務成績評価対象期間及び表彰実績評価対象期間（以下「各評価対象期間」という。）を延長することができる。各評価対象期間を延長する場合にのみ、産休育休介護休の期間を証明できる資料を添付することとし、資料が添付されない場合は延長しない。（評価対象期間延長の考え方については「別紙4」を参照）

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内であつて入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

また、上記ただし書きは、品質確保基準価格を設定する業務契約においても適用する。

② 国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

③ 上記において評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

① 競争参加資格確認申請書の内容に応じ、下記Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。ただし、Ⅲについては本業務の予定価格が200万円以上の場合に評価項目とする。なお、技術評価点の満点は60点とする。

Ⅰ 配置予定技術者の経験及び能力

Ⅱ 実施方針等

Ⅲ 技術提案の履行確実性

Ⅳ 賃上げの実施に関する評価

Ⅴ ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業の評価

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (Ⅰに係る評価点) + (Ⅱに係る評価点) × (Ⅲの評価に基づく履行確実性度) + (ⅣⅤに係る評価点)

② 価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = (価格評価点の配分点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

③ 評価値は、上記①及び②により得られた技術評価点及び価格評価点を合計して算出する。

(3) 技術評価点を算出するための基準

各評価項目について評価基準に基づき算出する。(入札説明書参照)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒874-0919 別府市石垣東10-3-15

九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所品質管理課

電話0977-21-0171 E-mail: choutatubepu@mlit.go.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システム及び入札情報サービスより交付する。交付期間は別表のとおり。

入札情報サービスホームページアドレス <https://www.pas.ysk.nilim.go.jp/>

なお、これに対応していない等の理由で書面による交付を希望する場合は、上記(1)の担当部局に照会すること。

(3) 競争参加資格確認申請書を提出できる者の範囲

上記2.の条件を満たす者であること。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限：別表のとおり

② 提出場所：上記(1)に同じ。

③ 提出方法：1) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出。但し、容量が10MBを超える場合は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）すること。

2) 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る。）すること。

(5) 審査

審査では、競争参加資格確認申請書等に記載された事項について内容の確認を行う。なお、ヒアリングは実施しない。

(6) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格確認の有無の通知は別表のとおり。

(7) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 入札書の締切日時 別表のとおり

② 入札書の提出方法 1) 電子入札対応の場合

電子入札システムにより提出すること。

2) 紙入札方式による場合

持参すること。

③ 提出場所 上記4.(1)に同じ。

④ 開札の場所及び日時

開札は、九州地方整備局 別府港湾・空港整備事務所 入札室にて別表のとおり

行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(7) 本案件は、資料提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。

(8) 第三者照査の実施

予定価格が1,000万円を超え、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で入札した業務においては、低入札価格調査期間末日までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとし、その通知がない場合には、「九州地方整備局（港湾空港関係）競争契約入札心得について」第6条第1項第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

(9) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(10) 詳細は入札説明書による。

別 表

入札手続きに係る期限等

4.(2) 入札説明書の交付期間	令和8年3月26日(木)から令和8年5月22日(金)までとし、最終日については17時00分まで
4.(4)① 競争参加資格確認申請書の提出期限	令和8年4月20日(月) 11時00分
4.(5)② ヒアリング実施期間	—
4.(6) 競争参加資格確認の通知日	令和8年5月11日(月)を予定
4.(7)① 入札書の締切日時	令和8年5月22日(金) 16時00分
4.(7)④ 開札日時	令和8年5月25日(月) 10時00分

競争参加者の資格に関する公示

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに九州地方整備局（港湾空港関係）、下関港湾事務所、北九州港湾・空港整備事務所、博多港湾・空港整備事務所、苅田港湾事務所、唐津港湾事務所、長崎港湾・空港整備事務所、熊本港湾・空港整備事務所、別府港湾・空港整備事務所、宮崎港湾・空港整備事務所、鹿児島港湾・空港整備事務所、西之表港湾事務所、志布志港湾事務所、関門航路事務所又は下関港湾空港技術調査事務所が、公募型又は簡易公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）に係る手続開始の公示及び総合評価落札方式に係る入札公告又は手続開始の公示（説明書及び入札説明書を含む。以下「公示等」という。）により発注する業務（以下「当該業務」という。）に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年 3月 7日

九州地方整備局副局長 坂井 功

1 業務概要

当該業務の公示等を参照すること。

2 申請の時期

当該業務の参加表明書又は競争参加資格確認申請書の提出期間とする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第1条に定める行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く）。

なおプロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る技術提案書の提出の時までにおいても、随時申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず技術提案書を提出できないことがある。

また競争入札の場合は、当該業務に係る提出期間後においても、随時申請を受け付けるが開札の時（公募型又は簡易公募型競争入札の場合は、参加表明書の提出時）までに設計共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

（1）申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の公示等と併せて入札情報サービス（<https://www.pas.ysk.nilim.go.jp>）により配布する。

ただし、書面により交付を希望する場合は、当該業務の公示等に記載の担当部局まで申込みすること。

（書面による交付時間は、当該業務の公示等に記載のとおり）

（2）申請書の提出方法

申請者は、申請書に当該業務に係る設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。受領期限までに必着。）により提出すること。

提出場所：〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

九州地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理第二係

TEL 092-418-3345

（3）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと決定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け国土交通省東北地方整備局副局長、関東地方整備局副局長、北陸地方整備局次長、中部地方整備局副局長、近畿地方整備局副局長、中国地方整備局副局長、四国地方整備局次長、九州地方整備局副局長。）により、設計共同体としての資格があると決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、当該業務の公示等に示された条件を満たす者の組合せであること。

(2) 業務形態

①構成員の分担業務が、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかであること。

②一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年1月25日付け官会第93号）の別紙1に示された「設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

公示等に示された一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も、2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が決定されるためには、上記資格の決定を受けていない構成員が公示等に示された等級の決定を受けることが必要である。

なお、プロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（競争入札の場合は、開札の時まで（公募型又は簡易公募型競争入札の場合は、参加表明書の提出時まで））に上記資格の決定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格決定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

(1) 設計共同体の名称は、当該業務名を付け「〇〇業務△△・××設計共同体」とする。

(2) プロポーザル方式の場合においては、当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の決定を受け、かつ、当該業務に係る公示等に示されたところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）

貴部局で行われる「〇〇業務」に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

(会社名) _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

(会社名) _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

(会社名) _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

令和 年 月 日

九州地方整備局 副局長 殿

共同体名 〇〇業務
△△・××設計共同体
(代表者) 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
担当者氏名：
電 話：
E-mail：
(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印
(構成員) 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

記載要領

- ① 登録事業名の記入にあたっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）の17の登録事業に限るものとする。
- ② 登録事業名及び登録番号を証明できる写しを添付するものとする。

〇〇業務設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 九州地方整備局発注に係る〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）
- 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、〇〇業務△△・××設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、本業務の契約の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 本業務を受注することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

△△株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

××株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、△△株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果

物を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 △△株式会社

〇〇〇の〇〇業務 ××株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社外○社は、上記のとおり○○設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

令和 年 月 日

代表者 △△株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

構成員 ××株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書

九州地方整備局発注に係る〇〇業務については、〇〇設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額(消費税分及び地方消費税分を含む。)

〇〇〇の〇〇業務 △△株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 ××株式会社 〇〇円

△△設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものとする。

(注) 発注者が認める場合、電子的方法で署名又は記名押印に代わる措置を講じることもよい。

令和〇年〇月〇日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 △△株式会社 〇〇支店
 〇〇支店長 〇〇 〇〇 印

構成員 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 ××株式会社 〇〇支店
 〇〇支店長 〇〇 〇〇 印